

荘銀セゾンカード特約

第1条(カード名称)

株式会社クレディセゾン(以下「当社」という)が株式会社荘内銀行(以下「荘銀」という)と提携して、キャッシュカード機能及び当座貸越機能(以下「自動貸越サービス」という)部分は荘銀、クレジットカード機能部分は当社が発行するカードを荘銀セゾンカード(以下「本カード」という)と称します。

第2条(カードの発行)

(1)荘銀にご本人の普通預金(含む総合口座)を有するお客様で、本特約、セゾンカード規約、荘銀キャッシュカード規定、自動貸越サービス規定を承認のうえ荘銀及び当社(以下「両社」という)に本カードご利用のお申込みをされ、両社が本カードのご利用を認めた方(以下「会員」という)に、本カードを発行いたします。但し、自動貸越サービスが付帯されない場合は、自動貸越サービス規定の適用はありません。

(2)(1)の申込みにおいて、両社より会員と認められなかった場合には、荘銀キャッシュカードを発行します。なお、既に荘銀キャッシュカードをお持ちの方が、本カードの入会の申込を行い、両社より会員と認められなかった場合には、引き続きこれまでお持ちの荘銀キャッシュカードを使用させていただきます。

第3条(キャッシュカード機能)

(1)本カードには、荘銀の認定を受けた荘銀の責任のもとに提供する荘銀キャッシュカード機能を付与します。

(2)会員には、荘銀キャッシュカード機能部分については、優先的に本特約及び荘銀キャッシュカード規定が適用されることをご承諾いただきます。

第4条(自動貸越サービス)

会員が第2条(カードの発行)(1)但し書きに該当する場合を除き、荘銀は会員に自動貸越サービスを提供いたします。この場合、会員には当社の保証委託約款に基づく保証委託契約を締結していただきます。

第5条(カード貸与の特例)

荘銀に本カードを提出していただく場合を、セゾンカード規約第2条(カードの貸与)(1)(2)の例外といたします。

第6条(更新時の特例)

(1)セゾンカード規約第3条(有効期限)(2)により引き続き新たな有効期限のカードが送付された場合、これまでお持ちだったカードのキャッシュカード機能については、荘銀の定める一定期間経過後、又は新たに送付された本カードの第1回使用時のいずれか早い時期から使用できなくなるものとします。

(2)両社が新たな有効期限のカードの送付を認めなかった場合には、荘銀は荘銀キャッシュカードを発行いたします。この場合、荘銀は会員に通知することなく、いつでも自動貸越サービスの取引中止又は解約をすることができるものとします。

第7条(支払口座の特例)

セゾンカード規約第7条(弁済金等の支払方法等)(1)①の「預金口座振替依頼書等で指定し当社が認めた金融機関口座」を荘銀普通預金(総合口座)に限るものとします。

第8条(届出事項変更の届け先)

(1)会員の住所、電話番号、勤務先等に変更が生じた場合の届出及び紛失、盗難等の届出は、荘銀キャッシュカード規定並びにセゾンカード規約に基づき両社に行うものとします。

(2)(1)の届出をしていただけなかった結果、両社が会員にお届けする通知書、請求書等が未到着又は到着が遅れた場合でも通常通りに到着したとみなします。なお、本カードの発送の場合で、本カードが到着しなかったときには、両社の定める期間経過後は、本カードの機能が使用できなくなること及び、本カードの機能の提供を受けるために、両社の定める手続が必要な

ことを、会員にはご承認いただきます。

(3)カードの再発行の手続きは、セゾンカード規約第17条(カードの再発行)にかかわらず、荘銀の定める手続を行うものとします。

第9条(会員資格喪失時の特例)

セゾンカード規約第23条(会員資格の喪失等)に基づき会員資格を取り消された場合、荘銀の定める手続完了後に荘銀キャッシュカードを発行します。この場合、会員には荘銀の定める手続完了までは荘銀キャッシュカードの使用ができなくなること及び、本特約第6条(更新時の特例)(2)後段が適用されることをご承諾いただきます。

第10条(カード規約)

本カードについては、セゾンカード規約に加え本特約及び荘銀キャッシュカード規定が適用されます。各規定が重複する場合は、本特約を優先いたします。

第11条(特約の変更)

本特約が変更され、その変更内容を会員にお知らせした後に、本カードに関する取引があった場合又はお知らせ後1ヶ月の経過をもって、会員には内容をご承認いただいたものとみなします。